

平成25年度 福岡市の国民健康保険料の計算方法

【 医療分 】

		総所得金額 - 基礎控除額 33万円	所得割料率
所得割	お爺さん	800,000 円 - 33万円 = 470,000 円	× 7.79% = 36,613 円 (ア)
	お父さん	3,000,000 円 - 33万円 = 2,670,000 円	× 7.79% = 207,993 円 (ア)
	お母さん	0 円 - 33万円 = 0 円	× 7.79% = 0 円 (ア)
均等割	1人あたり	20,778円 × 4人	= 83,112 円 (イ)
世帯割	1世帯あたり	22,632円	22,632 円 (ウ)

医療分の保険料 (ア) + (イ) + (ウ) (限度額51万円) 350,300 円 (100未満切捨て)

【 支援分 】

		総所得金額 - 基礎控除額 33万円	所得割料率
所得割	お爺さん	800,000 円 - 33万円 = 470,000 円	× 3.46% = 16,262 円 (ア)
	お父さん	3,000,000 円 - 33万円 = 2,670,000 円	× 3.46% = 92,382 円 (ア)
	お母さん	0 円 - 33万円 = 0 円	× 3.46% = 0 円 (ア)
均等割	1人あたり	8,173円 × 4人	= 32,692 円 (イ)
世帯割	1世帯あたり	8,902円	8,902 円 (ウ)

支援分の保険料 (ア) + (イ) + (ウ) (限度額14万円) 140,000 円 (100未満切捨て)

【 介護分 】 40歳以上65歳未満の被保険者が対象

		総所得金額 - 基礎控除額 33万円	所得割料率
所得割	お爺さん	円 - 33万円 = 0 円	× 3.44% = 0 円 (ア)
	お父さん	3,000,000 円 - 33万円 = 2,670,000 円	× 3.44% = 91,848 円 (ア)
	お母さん	円 - 33万円 = 0 円	× 3.44% = 0 円 (ア)
均等割	1人あたり	9,527円 × 2人	= 19,054 円 (イ)
世帯割	1世帯あたり	7,665円	7,665 円 (ウ)

介護分の保険料 (ア) + (イ) + (ウ) (限度額12万円) 118,500 円 (100未満切捨て)

保険料の合計 + + 608,800 円

[例4] 4人家族

お爺さんの年金収入200万円。68歳(65歳以上なので介護分なし)
 お父さんの所得300万円。42歳(40歳以上なので介護分あり)
 お母さんの所得なし。専業主婦。40歳(40歳以上)
 息子の所得なし。中学生(40歳以下)

説明

Q: お爺さんの年金収入200万円なので、所得200万円ではないのですか?
 A: 「所得」に換算すると80万円となります。理由は、年金で
 もらう場合は、一定額を引くことができます。これを公的年金控除
 と呼びます。65歳以上で年金収入330万円くらいまでは、一律120万円引。